



広島県生活センター

# くらしのフレッシュ便

## 相談ファイル

～エステは中途解約できるの？～



### ＜相談内容＞

クーポン情報誌を見て、割引価格で美顔エステを体験しに行った。体験後に勧められて、10回分の美顔エステを14万円に契約した。何回か施術を受けたところ肌に合わなかったため、事情を話して解約したいと申し出たが、全く応じてくれない。

(40歳代 女性)

### ＜アドバイス＞

エステティックの契約については、1ヶ月を超える契約で、契約金額が5万円を超える場合であれば特定継続的役務提供契約といい、中途解約することができます。ただし、元々までに受けた施術代金に加えて解約手数料がかかります。

もちろん、契約書面を受け取った日から8日間は、自分がサロンに出向いて契約した場合でもクーリング・オフができます。

8日を過ぎて解約する場合、サービスを受けるまでは2万円、サービスを受けてからは2万円または契約残高の10%のいずれか低い額を上限とする解約手数料が必要となります。

関連商品（化粧品、栄養補助剤など）は別途精算することになりますので、注意してください。

## 情報ファイル

～紫外線の浴びすぎに気をつけよう～

みなさんは、日常生活の中で、いつ・どんなときに強い紫外線を浴びているかご存知ですか？

紫外線の強さは、時刻や季節、さらには天候によって大きく変わります。

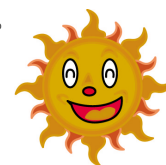
紫外線には、私たちの体の中でビタミンDをつくるのを助ける働きがあります。ビタミンDは、骨をつくるために必要な成分です。

しかし、1日に必要とされるビタミンDがつけられるためには、紫外線を顔や手へ1日15分間あたるだけで十分とされています。

紫外線を浴びすぎると、日焼け、免疫機能の低下、シワ、シミ、皮膚ガン、白内障など、人の健康へ悪影響を及ぼすと言われていています。

紫外線の浴びすぎを防ぐには、次のような対策を行うことが効果的です。

- ① しっかりした生地の衣服を着る
- ② 帽子をかぶる
- ③ サングラスを利用する
- ④ 日傘を使う
- ⑤ 日陰を利用する
- ⑥ 日焼け止めクリームを上手に使う



環境省

「紫外線保健指導マニュアル」より

## 消費生活相談状況(3月) ※4月26日現在確定分

### 3月の苦情相談ワースト5

県内の相談窓口で3月中に受付けた消費生活相談は、2,279件ありました。

1～3位については、いずれも「身に覚えのない請求」に関するものが中心で、架空請求や不当請求が依然として多く寄せられています。

その他、主な苦情相談は右のとおりです。

| 順位 | 商品・役務    | 相談件数 |
|----|----------|------|
| 1  | 情報提供サービス | 915  |
| 2  | 融資サービス   | 679  |
| 3  | 商品一般     | 74   |
| 4  | 教室・講座    | 36   |
| 5  | 書籍・印刷物   | 34   |

## ～お知らせ～

### ＜5月は消費者月間です＞

今年の統一テーマは、「しっかり選ぼう 消費者の知恵で」です。

月間中は、消費生活に関する講演会や展示会が各地で開催されます。ご参加ください。

#### 月間講演会

| 日時                      | 場所                  | テーマ                             | 講師                              |
|-------------------------|---------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 5月8日(土)<br>19:30～21:00  | 府中市<br>広谷公民館        | お金の管理について<br>～年金、ライフプランを考える～    | ファイナンシャル・プランナー<br>磯崎 紀夫         |
| 5月11日(火)<br>14:00～15:30 | 東広島市<br>中央公民館       | 悪質商法<br>あの手この手にご用心!             | 元広島県立生活センター消費生活相談員<br>立花 清治     |
| 5月21日(金)<br>13:30～15:30 | 三次市<br>みよしまちづくりセンター | 子どもをお金持ちにする方法<br>～今、金銭教育が必要なワケ～ | ファイナンシャル・プランナー<br>いちのせ かつみ      |
| 5月22日(土)<br>10:00～11:30 | 三原市<br>中央公民館        | 悪質商法<br>あの手この手にご用心!             | 消費生活アドバイザー<br>大牟田 絢子            |
| 5月26日(水)<br>10:00～11:30 | 尾道市<br>公会堂別館        | 安全な食卓と食品表示                      | 農林水産消費技術センター<br>寺垣内 穂           |
| 5月27日(木)<br>10:00～11:30 | 大竹市<br>総合福祉センター     | 悪質な訪問販売にご用心!                    | 消費生活専門相談員<br>土屋 真理<br>生活センター職員  |
| 5月27日(木)<br>13:30～15:00 | 竹原市<br>勤労青少年ホーム     | あよっとエコロジー<br>～私たちにできるリサイクル～     | 広島県環境保全アドバイザー<br>岩地 加世          |
| 5月27日(木)<br>14:00～15:30 | 廿日布市<br>商工保健会館      | 消費者トラブル体験発表会                    | 消費生活専門相談員<br>川村 佐和子<br>生活センター職員 |
| 5月30日(日)<br>11:00～12:00 | 庄原市<br>総合体育館        | 悪質商法<br>あの手この手にご用心!             | 消費生活アドバイザー<br>天道 茂代             |
| 5月中                     | 因島市<br>芸予文化情報センター   |                                 |                                 |

#### 県生活センター企画展示

##### 「しっかり選ぼう 消費者の知恵で～知っていますか? 契約の基本～」

あなたも契約クイズに挑戦しよう!!

契約のルールに関するパネルやパンフレットを展示しています。

クイズを解きながら、契約の基本について学習してみませんか?

**広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)**

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731